

お知らせ

先日、ある取引先様より問い合わせがありました。

「この工法は違法ではないのかと言われてますがどうですか？」とのことでした。

当工法は国土交通省（旧建設省）1463号告示平成12年5月付に順じた工法ですので問題ありません。また、当協会は経済産業省、国土交通省確認済機関ですので心配であれば直接問い合わせさせていただいて結構です、とお答えさせていただきました。

尚、今回は（一財）日本鉄筋接手協会の認定会社（埼玉県）から出ていたと伺っていますが、以後、このような問題が発生した場合は調査会社より出先を調べ、当方より名誉棄損及び損害賠償請求をさせていただき、その情報等を当ホームページに掲載させていただきます。

当協会は、他溶接工法と併用してお持ちいただくことも可能です。違いを実感していただき、より安心して使用いただくことが可能です。

皆様には少しでも不安に思うことがありましたら是非お知らせいただきますようお願い申し上げます。

安心、信頼を追及していく所存ですので今後ともよろしくようお願い申し上げます。

令和4年7月

一般社団法人 鉄筋溶接接手協会